

## 「2026年度 産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書（全国港湾・港運同盟連名要求書）」に対する業側回答案

## 要求項目

## 業側回答案

## 1. 良好な港湾産別労使関係の構築にあたっての中央港湾団交の在り方について

(1) 東京地裁が25年9月16日に下した「令和6年(行ウ)第65号労働委員会命令取消請求事件」の判決への控訴を取り下げ、交渉権をはじめとした労働組合権の侵害の拡大を防ぎ、もって良好な産別労使関係の再構築、並びに産別協議体制の堅持・強化を図ること。

(2) その間、行政訴訟「令和6年(行ウ)第65号労働委員会命令取消請求事件」の判決、及び緊急命令申立事件「令和6年(行ク)第131号緊急申立事件」の決定をふまえ、これを誠実に履行することを確約すること。

(3) 全国港湾・港運同盟が要求する全ての事項に対し、「係争中」などの理由をあげて「回答拒否・留保」などの誠意なき「回答」を行わないことを確約すること。

・(1)～(2)

東京地裁判決に対する控訴が、組合が主張する労働組合権の侵害にあたるとは考えていない。日港協は従来から産別協議体制・良好な労使関係の維持を主張している。緊急命令については、19年春闘要求の産別最低賃金に関する仮協定書を締結した事で履行済みと理解している。

・1. (1)～(3) 及び、2. (2) ①～③

→日港協は、3月23日付で上告した。これまでの判決では、産別最低賃金について団交申入れに対する統一回答をすること、及びその準備行為が独占禁止法違反となるか否かという極めて重要な論点について、裁判所としての判断がなされていないため、当方としては、その判断を求める必要があると考え、訴訟制度上認められている手続きをとったものである。なお、緊急命令については、既に命令主文に従って履行済みである。

・(3)

裁判が確定していない今の段階で、申し述べることはありません。

## 2. 大幅賃上げ、産別制度賃金の引き上げについて

### (1) 人員確保・港運産業の魅力向上を目指すための大幅賃上げについて

- ① 各単組・職場で要求する、所定内賃金を15%以上(或いは40,000円以上)引き上げることについて、誠意をもって回答するよう指導すること。同時に、日港協として港運産業にとっての指針となる賃上げ水準を中央港湾団交で回答すること。
- ② 並びに、初任給(18歳水準)を242,000円とすることについて、日港協として会員各社がこれに誠意をもって回答するよう指導すること。

### ・(1) ①～②

加盟各社は各単組等からの賃金引上げ要求に関する交渉に対して、誠意を持った対応を行っていると感じている。また、初任給の引き上げについても、人員不足対策の一環として重要だと認識している。しかし、各港・各業種・各社の置かれた状況が様々であることから、個別に取り組むべきことであると考えている。

2月3日に公表された「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」を実効性のあるものとするため、国土交通省は関係省庁に対し、周知徹底を図っている。

日港協としてはガイドラインの活用事例の吸い上げ及び共有に努めることとする。

また、例年通り3月の「価格交渉推進月間」の実施についても日港協会員事業者に対し周知した。

加えて、港湾運送業界団体として自主行動計画の策定を求められている。

### ・(1) ①～②

前回の団交において業側より、2月3日に公表された「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」を実効性のあるものとするため、国土交通省は関係省庁に対し、周知徹底を図っているとの回答を致しました。

日本港運協会としても、国土交通省と検討の上、同省との連名にて、港湾ユーザーに対する文書を作成し、会員事業者に対し周知致しました。

今般の経済界においては、人員不足も相まって、賃金の引き上げが当然のように叫ばれている中、各事業者にとっては、交渉の場において、この文書を充分ご活用いただくようお願いしたところでもあります。

## (2) 産別制度賃金の引き上げについて

## ① 産別最低賃金の引き上げについて

ア、25年11月26日開催の中央港湾団交で要求した東京地裁の緊急命令発出年次(25春闘)の要求(220,000円/日額9,565円)に誠意ある回答を行うこと。

イ、上記ア項を踏まえ、26年度産別最低賃金を、242,000円(日額：10,521円/時給：1,503円)に改定すること。

## ② あるべき賃金は、別表の通り改定すること(25春闘要求と同水準)。

## ③ 基準賃金を、全港・全職種適用として、あるべき賃金要求の40歳水準に整合させ、404,200円に改定すること。

## ④ 検数・検定労働者の標準者賃金について

ア、標準者賃金の適用者を、35歳・検査人有資格者とする

こと。

イ、標準者賃金を、15%引き上げ289,800円に改定すること。

ウ、この賃金は、基準内賃金(定義は検数・検定小委員会の合意内容)とすること。

## ・(2) ①～③

産別制度賃金については、裁判が確定していないなかでもあり、春闘要求と切り離して継続協議としていただきたい。なお、裁判を理由に各個別労使の交渉や地区団交を妨げるものではありません。

→ページ No,1 の回答と同じ

## ・④

各社賃金体系が異なるので、個別協議したうえで検数・検定小委員会で協議したい。